

報告第 30 号

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 28 年 12 月 22 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、幼稚園及び認定こども園が行う幼稚園型一時預かり保育事業の実施において、長時間加算の特例として実施時間により基準額を設ける。

小城市告示第 47 号

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱(平成 28 年小城市告示第 135 号)の一部を次のように改正する。

別表中「

(3)長時間加算	100円	・(1)又は(2)の時間を超えて実施した場合には、その日額に加算
----------	------	----------------------------------

」を「

(3)長時間加算	100円	(1)又は(2)の時間を超えて実施した場合には、その日額に加算
(4)長時間加算 (特例)	① 超えた利用時間が2時間未満	100円
	② 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円
	③ 超えた利用時間が3時間以上	300円
・当分の間、緊急対策を実施する市町に所在する幼稚園であって、子ども・子育て支援新制度に移行済のもの又は今後移行を予定しているものが実施する場合には、(3)の長時間加算について、(4)の基準額を適用する。		

」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

告示第47号 小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部改正 新旧対照表

現行		改正後（案）	
○小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱		○小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱	
第1条～第12条（略）		第1条～第12条（略）	
附則 この告示は、公布の日から施行する。		附則 この告示は、公布の日から施行する。	
		<p><u>附則</u> この告示は、公布の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。</p>	
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）	
委託料種別	対象児1人当たりの日額	備考	
(1) 基本分（平日の教育標準時間の前後又は長期休業日の利用）	①年間延べ利用者数2,000人超の一時的保育施設	400円	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の教育標準時間前後：教育標準時間を併せて8時間以内の場合 ・長期休業日：4時間以内の場合
	②年間延べ利用者数2,000人以下の一時的保育施設	(160万円÷年間延べ利用人数)－400円(10円未満切捨て)	
(2) 休日分（土曜日、日曜日、国民の休日等の利用）	800円	・8時間以内の場合	
委託料種別	対象児1人当たりの日額	備考	
(1) 基本分（平日の教育標準時間の前後又は長期休業日の利用）	①年間延べ利用者数2,000人超の一時的保育施設	400円	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の教育標準時間前後：教育標準時間を併せて8時間以内の場合 ・長期休業日：4時間以内の場合
	②年間延べ利用者数2,000人以下の一時的保育施設	(160万円÷年間延べ利用人数)－400円(10円未満切捨て)	
(2) 休日分（土曜日、日曜日、国民の休日等の利用）	800円	・8時間以内の場合	

(3)長時間加算	100円	・(1)又は(2)の時間を超えて実施した場合に、その日額に加算
----------	------	---------------------------------

備考 この表の「年間延べ利用人数」には、対象児のみならず、当該施設において事業を利用した幼児全てを含むものとする。

<u>(3)長時間加算</u>		<u>100円</u>	<u>・(1)又は(2)の時間を超えて実施した場合に、その日額に加算</u>
<u>(4)長時間加算(特例)</u>	<u>①超えた利用時間が2時間未満</u>	<u>100円</u>	<u>・当分の間、緊急対策を実施する市町に所在する幼稚園であつて、子ども・子育て支援新制度に移行済のもの又は今後移行を予定しているものが実施する場合には、(3)の長時間加算について、(4)の基準額を適用する。</u>
	<u>②超えた利用時間が2時間以上3時間未満</u>	<u>200円</u>	
	<u>③超えた利用時間が3時間以上</u>	<u>300円</u>	

備考 この表の「年間延べ利用人数」には、対象児のみならず、当該施設において事業を利用した幼児全てを含むものとする。